

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年3月24日(火) 第9186号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正	
	(114) (県民参画協働課)	2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (115) (福祉監査指導課)	3
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (116) (〃)	4
	森林病害虫の駆除命令 (117) (東部農林事務所)	4
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正	
	(118) (県土総務課)	5
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正	
	(119) (〃)	7
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正	
	(120) (〃)	8
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (2件) (121・122) (治山砂防課)	9
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2件) (123・124) (〃)	10
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (125) (鳥取県土整備事務所)	11
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (126) (中部総合事務所福祉保健局)	11
	土地改良区の役員の就任 (127) (中部総合事務所農林局)	12
	収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の廃止 (128) (会計指導課)	12
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (129) (〃)	12
◇ 警察本部 告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (1) (広報県民課)	12
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施の変更 (住まいまちづくり課)	14
	獵銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課)	14
◇ 雜 報	令和2年度危険物取扱者及び消防設備士試験の実施 (消防防災課)	15
◇ 正 誤	令和2年2月18日付鳥取県公報第9177号中訂正	17

告示

鳥取県告示第114号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、令和2年3月24日から施行する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行なうことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行なうことができる期間	開示請求を行なうことができる場所	口頭による開示請求を行なうことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行なうことができる期間	開示請求を行なうことができる場所
略				略			
<u>特別職非常勤職員採用試験、会計年度任用職員採用試験及び臨時的任用職員選考試験</u>	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者にあっては試験種目ごとの判定結果がある場合は、当該判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不格者にあっては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあっては最終試験結果の通知日から1月間	当該試験を実施した課（課に相当するものを含む。）又は地方機関	<u>非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験</u>	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者にあっては試験種目ごとの判定結果がある場合は、当該判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不格者にあっては第1次試験の不格者にあっては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあっては最終試験結果の通知日から1月間	当該試験を実施した課（課に相当するものを含む。）又は地方機関
略				略			
<u>鳥取県立歯科衛生専門学校入学試験</u>	科目別得点、総合得点及び順位	合格発表日から1月間	<u>鳥取県立歯科衛生専門学校</u>	<u>鳥取県立歯科衛生専門学校入学試験</u>	科目別得点、総合得点及び順位	合格発表日から1月間	<u>福祉保健部健康医療局医療政策課</u>
略				略			
産業人材育成センター入校選考試験のうち米	"	"	産業人材育成センター米子校	産業人材育成センター入校選考試験のうち米	"	"	産業人材育成センター米子校

子校に係る もの				子校に係る もの			
				農業機械士	科目別得 技能検定試 験	点及び總 合得点	農業大学 校
略							略

鳥取県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項、第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、介護予防事業者、介護予防・日常生活支援事業者及び居宅介護支援事業者の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会医療法人同愛会	米子市両三柳1880	ヘルパーステーション博愛	米子市両三柳1880	訪問介護	令和2年2月1日
〃	〃	訪問看護ステーション博愛	〃	訪問看護	〃
〃	〃	訪問リハビリテーション博愛	〃	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	博愛病院	〃	居宅療養管理指導	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会医療法人同愛会	米子市両三柳1880	指定介護予防訪問看護事業所訪問看護ステーション博愛	米子市両三柳1880	介護予防訪問看護	令和2年2月1日
〃	〃	訪問リハビリテーション博愛	〃	介護予防訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	博愛病院	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃

3 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会医療法人同	米子市両三柳1880	ヘルパーステー	米子市両三柳1880	第1号訪問事業	令和2年2月

愛会	ジョン博愛	による支援に相 当する支援	1日
----	-------	------------------	----

4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人同 愛会	米子市両三柳1880	サービスプラン博愛	米子市両三柳1880	令和2年2月 1日

鳥取県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
坂根 敏治	米子市皆生温泉四 丁目24-20	坂根歯科医院	米子市皆生温泉四 丁目24-20	居宅療養管理指 導	令和2年1月 31日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
坂根 敏治	米子市皆生温泉四 丁目24-20	坂根歯科医院	米子市皆生温泉四 丁目24-20	介護予防居宅療 養管理指導	令和2年1月 31日

鳥取県告示第117号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月24日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 熊谷均

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和2年5月25日から同年7月17日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に

まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。
- (「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第118号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していかなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年鳥取県告示第289号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び令和元年鳥取県告示第286号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付けを行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していかなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年鳥取県告示第289号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付けを行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和元年9月30日までに引き渡しを受ける工事の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見</u></p>

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 落札予定者（総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者）であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(4)のただし書により落札者とされなかつたものについては、その旨及び条件を具備しないとした理由（以下「資格不備理由」という。）又は落札者とされなかつた理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(7) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(4)のただし書により落札者とされなかつた者は、書面によりその理由について発注機関に説明を求めることができる。

(8) 略

(9) 発注機関は、(7)及び(8)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 令和元年10月1日以降に引き渡しを受ける工事の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 落札予定者（総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者）であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(5)のただし書により落札者とされなかつたものについては、その旨及び条件を具備しないとした理由（以下「資格不備理由」という。）又は落札者とされなかつた理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(8) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(5)のただし書により落札者とされなかつた者は、書面によりその理由について発注機関に説明を求めることができる。

(9) 略

(10) 発注機関は、(8)及び(9)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

4~6 略

4~6 略

鳥取県告示第119号

平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の一部を次のように改正し、令和2年3月24日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1・2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 落札予定者であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(3)のただし書により落札者とされなかつたものについては、その旨及び条件</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) <u>令和元年9月30日までに引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>(2) <u>令和元年10月1日以降に引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>落札予定者であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(4)のただし書により落札者とされなかつたものについては、その旨及び条件</u></p>

を具備しないとした理由又は落札者とされなかつた理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。	を具備しないとした理由又は落札者とされなかつた理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。
(6) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(3)のただし書により落札者とされなかつた者は、書面によりその理由について発注機関(発注業務の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。)に説明を求めることができる。	(6) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(3)のただし書により落札者とされなかつた者は、書面によりその理由について発注機関(発注業務の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。)に説明を求めることができる。
(7) 略	(7) 略
(8) 発注機関は、(6)及び(7)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。	(8) 発注機関は、(7)及び(8)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。
(9) 略	(9) 略
(10) 略	(10) 略
(11) 略	(11) 略
(12) 略	(12) 略
(13) 略	(13) 略
(14) 略	(14) 略
(15) 略	(15) 略
(16) 略	(16) 略
(17) 略	(17) 略
4~6 略	4~6 略

鳥取県告示第120号

平成24年鳥取県告示第224号(測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的な事項等について)の一部を次のように改正し、令和2年3月24日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1~3 略 4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。	1~3 略 4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。 <u>(1) 令和年9月30日までに引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問</u>

		<u>わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</u>
(1)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 <u>見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</u>	(2) <u>令和元年10月1日以降に引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</u>
(2)	略	(3) 略
(3)	略	(4) 略
(4)	略	(5) 略
(5)	発注機関は、(4)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。	(6) 発注機関は、(5)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
(6)	略	(7) 略
(7)	略	(8) 略
(8)	略	(9) 略
(9)	略	(10) 略
(10)	略	(11) 略
(11)	略	(12) 略
(12)	略	(13) 略
(13)	略	(14) 略
(14)	略	(15) 略
5～7	略	5～7 略

鳥取県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

新山3地区（II-2869）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

大山町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

豊成地区（I-960）、東谷地区（I-972）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

米子市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

新山3地区（II-2869）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。）第4条に規定する衝撃に関する事項

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

大山町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

豊成地区（I-960）、東谷地区（I-972）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。）第4条に規定する衝撃に関する事項

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第125号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月24日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福政孝 啓

名称及び代表者 者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市湖山町西二丁目430外5筆 (8,846.80平方メートル)	砂 (27,749.05立方メートル)	採取の期間	平成30年3月20日から令和2年3月19日まで	平成30年3月20日から令和3年3月19日まで	令和2年3月17日

鳥取県告示第126号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 吉川寿明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会琴浦ふれあい事業所放課後等デイサービス	東伯郡琴浦町大字赤崎1113-1	放課後等デイサービス	令和2年3月31日

鳥取県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 吉川寿明

就任した役員の氏名及び住所

監事 山根哲邦 倉吉市河来見581

令和2年3月13日就任 任期 令和4年3月18日まで

鳥取県告示第128号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次のとおり売りさばき場所を廃止する旨の届出があったので、告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

指定番号	廃止する売りさばき場所	廃止年月日
466	島根銀行鳥取支店鳥取駅南出張所（鳥取市興南町1-2）	令和2年3月23日
467	島根銀行角盤町支店米子駅前出張所（米子市東町217）	〃

鳥取県告示第129号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平井伸治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
295	島根銀行鳥取支店	売りさばき場所の名称	鳥取支店	鳥取支店及び鳥取支店鳥取駅南出張所	令和2年3月23日
〃	〃	売りさばき場所の所在地	鳥取市戎町501	鳥取市興南町1-2	〃
416	山陰合同銀行倉吉市役所出張所	売りさばき場所の所在地	倉吉市葵町722倉吉市役所内	倉吉市堺町二丁目253-1（倉吉市役所第2庁舎内）	〃

警察本部告示

鳥取県警察本部告示第1号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、令和2年3月24日から施行する。

令和2年3月24日

鳥取県警察本部長 津田隆好

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
口頭による開示する個別開示請求を 開示請求を 開示請求を	口頭による開示する個別開示請求を 開示請求を 開示請求を

開示請求を行なうことができる個人情報取扱事務の名称	人情報の内容	行なうことができる期間	行なうことができる場所	開示請求を行なうことができる個人情報取扱事務の名称	人情報の内容	行なうことができる期間	行なうことができる場所				
略											
鳥取県警察非常勤職員採用試験事務	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知の日から1月間	警察本部警務課	鳥取県警察非常勤職員採用試験事務	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知の日から1月間	警察本部警務課				
鳥取県警察会計年度任用職員採用試験事務	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知の日から1月間	警察本部警務課	略							
略											
警備員の検定に関する事務	学科試験及び実技試験の得点	最終合格発表の日から1月間	警察本部生 活安全企画 課	警備員の検定に関する事務	学科試験及び実技試験の得点	最終合格発表の日から1月間	警察本部生 活環境課				
警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に関する事務	修了考査の得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活安全企画 課	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習に関する事務	修了考査の得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活環境課				
獣銃等講習会講習処理事務	獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会初心者講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活安全企画 課（当日のみ考査会場）	獣銃等講習会講習処理事務	獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会初心者講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活環境課（当日のみ考査会場）				
獣銃技能講習処理事務	獣銃の操作及び射撃の技能に関する講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活安全企画 課	獣銃技能講習処理事務	獣銃の操作及び射撃の技能に関する講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活環境課				
年少射撃資格講習会講習処理事務	年少射撃資格の認定のための講習会の講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活安全企画 課（当日のみ考査会場）	年少射撃資格講習会講習処理事務	年少射撃資格の認定のための講習会の講習修了考査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生 活環境課（当日のみ考査会場）				

略

略

公 告

令和2年3月3日付鳥取県公告（二級建築士試験等の実施）を次のとおり変更する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平 伸 治

変 更 後	変 更 前
<p>4 受験申込手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和2年3月25日（水）から同年4月13日（月）まで なお、令和2年4月13日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>4 受験申込手続</p> <p>(1) 持参による受験申込み</p> <p>ア 受付期間及び場所 (ア) 令和2年4月9日（木）から同月13日（月）までの午前10時から午後5時まで 一般社団法人鳥取県建築士会鳥取市商業町195</p> <p>(イ) 令和2年4月9日（木）の午前10時から午後5時まで 米子コンベンションセンター第1会議室（会議棟3階）米子市末広町294</p> <p>(ウ) 令和2年4月10日（金）の午前10時から午後5時まで 米子コンベンションセンター第6会議室（会議棟5階）米子市末広町294</p> <p>イ 申込方法 受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。</p> <p>(2) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和2年3月25日（水）から同月31日（火）まで なお、令和2年3月31日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p>

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年3月24日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	令和2年4月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

雑報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和2年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和2年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

令和2年3月24日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田口尚文

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場(予定)
第1回	甲種、乙種、丙種	令和2年6月21日(日)午前10時から	書面申請	令和2年4月10日(金)から同月24日(金)まで	鳥取県庁、鳥取県立倉吉未来中心、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)
			電子申請	令和2年4月7日(火)午前9時から同月21日(火)午後5時まで	
第2回	〃	令和2年10月18日(日)午前10時から	書面申請	令和2年8月20日(木)から同年9月3日(木)まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)
			電子申請	令和2年8月17日(月)午前9時から同月31日(月)午後5時まで	

第3回	〃	令和2年10月25日（日）午前10時から	書面申請	令和2年8月20日（木）から同年9月3日（木）まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	令和2年8月17日（月）午前9時から同月31日（月）午後5時まで	
第4回	乙種 (4類 に限 る)	令和2年12月6日（日）午前10時から	書面申請	令和2年10月8日（木）から同月22日（木）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和2年10月5日（月）午前9時から同月19日（月）午後5時まで	
第5回	甲種、 乙種、 丙種	令和3年3月14日（日）午前10時から	書面申請	令和3年1月14日（木）から同月28日（木）まで	鳥取県庁、鳥取県立倉吉体育文化会館、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和3年1月11日（月）午前9時から同月25日（月）午後5時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、 乙種	令和2年7月12日（日）午前9時30分から	書面申請	令和2年5月8日（金）から同月22日（金）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和2年5月5日（火）午前9時から同月19日（火）午後5時まで	
第2回	〃	令和2年11月22日（日）午前9時30分から	書面申請	令和2年9月17日（木）から同年10月1日（木）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和2年9月14日（月）午前9時から同月28日（月）午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者

ア 甲種 6,600円

イ 乙種 4,600円

ウ 丙種 3,700円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,700円

イ 乙種 3,800円

5 間合せ先

(1) 試験の詳細に關すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に關すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更があるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。

正 誤

令和2年2月18日付鳥取県公報第9177号の鳥取県告示第49号（一般国道の区域の決定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 11から13まで

誤 倉吉市鴨河内字大境1704地先から同市中河原字タワノ上759-3地先まで

正 倉吉市鴨河内字下花ノ木1704地先から同市北野字タワノ上759-2地先まで